

市議会定例会付議事件表（その2）

第26号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…（1）

第26号議案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大村市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条の3を次のように改める。

第10条の3 人事交流等により国家公務員（国家公務員となる前に職員であった者を除く。）、地方公務員（職員以外の者に限る。）又はこれに準ずると市長が認める者で引き続き第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員となったものについて、任用の事情、当該適用の日の前日における勤務地等を考慮する必要があると認められる場合（これらの職員が当該適用の日の前日に在勤していた地域に引き続き6か月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として規則で定める場合に限る。）は、当該職員には、前条の規定にかかわらず、当該適用の日から2年を経過するまでの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該適用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 当該適用の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前条第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「適用前の支給割合」という。）（適用前の支給割合が当該適用の後に改定された場合にあっては、当該適用の日の前日の適用前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該適用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 適用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月9日提出

(提案理由)

国家公務員等で人事交流等により本市の給料表の適用を受ける職員となったものに支給する地域手当について規定するため、この条例案を提出するものである。